

令和2年度柴田町議会6月会議会議録（第1号）

出席議員（18名）

1番	森	裕樹	君	2番	加藤	滋	君
3番	安藤	義憲	君	4番	平間	幸弘	君
5番	桜場	政行	君	6番	吉田	和夫	君
7番	秋本	好則	君	8番	斎藤	義勝	君
9番	平間	奈緒美	君	10番	佐々木	裕子	君
11番	安部	俊三	君	12番	森	淑子	君
13番	広沢	真	君	14番	有賀	光子	君
15番	舟山	彰	君	16番	白内	恵美子	君
17番	水戸	義裕	君	18番	高橋	たい子	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口	茂	君
副町長	水戸	敏見	君
会計管理者兼 会計課長	平間	清志	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	鈴木	俊昭	君
まちづくり政策課長	藤原	政志	君
財政課長	森	浩	君
税務課長	安彦	秀昭	君
町民環境課長	遠藤	稔	君
健康推進課長	佐藤	浩美	君
福祉課長	八矢	英二	君
子ども家庭課長	水戸	浩幸	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	沖館 淳一 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	曲竹 浩三 君
槻木事務所長	一条 敏貴 君
危機管理監	平間 信弘 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	水上 祐治 君
生涯学習課長	池田 清勝 君
スポーツ振興課長	齋藤 良美 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大川原 真一
次 長	奥村 朝子
主 幹	太田 健博
主 査	佐山 亨

議 事 日 程 (第1号)

令和2年6月8日(月曜日) 午前9時30分 再会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 開催期間の決定
- 第 3 諸報告
 - (1) 議長報告
 - (2) 町政報告
- 第 4 報告第 1号 専決処分の報告について(令和元年度柴田町一般会計補正予算)
- 第 5 報告第 2号 専決処分の報告について(令和元年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算)
- 第 6 報告第 3号 専決処分の報告について(令和元年度柴田町介護保険特別会計補正予算)

- 第 7 報告第 4号 専決処分の報告について（令和元年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算）
- 第 8 報告第 5号 専決処分の報告について（柴田町監査委員に関する条例の一部を改正する条例）
- 第 9 報告第 6号 専決処分の報告について（柴田町町税条例等の一部を改正する条例）
- 第10 報告第 7号 専決処分の報告について（柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第11 報告第 8号 令和元年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第12 報告第 9号 令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第13 報告第10号 令和元年度柴田町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 第14 報告第11号 令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について
- 第15 議案第 3号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免に関する条例
- 第16 議案第 4号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免に関する条例
- 第17 議案第 5号 令和元年台風第19号による災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第 6号 令和元年台風第19号による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第 7号 柴田町町税条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第 8号 柴田町手数料条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第 9号 柴田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第10号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第11号 柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第12号 柴田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第25 議案第13号 令和2年度防災行政無線（デジタル移動系）整備工事請負契約について
- 第26 議案第14号 令和2年度庁舎・保健センター耐震補強等工事（建築工事）請負契約について
- 第27 議案第15号 令和2年度庁舎・保健センター耐震補強等工事（機械設備工事）請負契約について
- 第28 議案第16号 令和2年度庁舎・保健センター耐震補強等工事（電気設備工事）請負契約について
- 第29 議案第17号 財産の取得（排水ポンプ車）について

第30 議案第18号 令和2年度柴田町一般会計補正予算

第31 議案第19号 令和2年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 再 会

○議長（高橋たい子君） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより令和2年度柴田町議会6月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において16番白内恵美子さん、17番水戸義裕君を指名いたします。

日程第2 開催期間の決定

○議長（高橋たい子君） 日程第2、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。6月会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日から6月9日までの2日間と意見が一致いたしました。よって、6月会議の開催期間は本日から6月9日までとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、開催期間は本日から6月9日までと決定いたしました。

なお、開催期間中の日程については、あらかじめお手元に配付しました日程予定表により議事の進行を図りますので、ご了承願います。

また、6月会議中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

次の日程に入る前に申し上げます。

6月会議中、新型コロナウイルス感染症防止のため、全て自席のマイクを使用して発言することといたしますのでご承知願います。

また、発言は簡潔に行うようお願いいたします。

日程第3 諸報告

○議長（高橋たい子君） 日程第3、諸報告を行います。

議長としての報告事項は、報告書としてお手元に配付いたしましたので、これをもって報告といたします。

町政報告については、町長からの通告がありますので、町長の発言を許します。町長。

○町長（滝口 茂君） それでは、報告事項5件ございます。

まず1点目、新型コロナウイルス感染症に係る町民への4つの支援施策の進捗状況について申し上げます。

最初に、特別定額給付金についてです。

今回の特別定額給付金は、令和2年4月27日に柴田町の住民基本台帳に記録されている方が対象で、1人につき10万円が給付されるものです。申請者は、給付対象者の属する世帯の世帯主となっています。本町では、オンラインによる申請を5月1日から、郵送による申請を5月20日から開始し、申請内容を確認後、5月22日から随時給付を行っております。

6月4日現在、1万5,995対象世帯のうち、9,111世帯の給付を完了しており、給付率は56.9%となっております。8月20日の申請期限まで給付率100%を目指し、申請漏れがないよう町民の皆さんへの周知に努めてまいります。

次に、柴田町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金についてです。

これは、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、宮城県知事からの要請に基づき休業等を行った事業者に対して30万円を給付するものです。5月15日から申請を開始し、6月4日現在、109件の申請書を受け付け、24事業所への給付を完了しております。

なお、申請事業者の業種の内訳ですが、遊興施設が20件、学習塾等が17件、文教施設が1件、運動・遊技施設等が3件、ホテル等が2件、商業施設が18件、飲食店が48件となっております。

続いて、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金についてです。

この給付金は、児童手当を受給する世帯に対し給付するものです。5月20日に所得制限超過により特例給付となっている世帯を除く給付対象2,405世帯に給付金給付についてのお知らせを発送いたしました。6月11日に対象児童4,040人分の給付金を給付する予定です。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策「学びと育ちのサポート事業」について申し上げます。

この事業は、新型コロナウイルス感染症防止による小中学校の臨時休業が長期間となり、家

庭学習を余儀なくされている児童生徒に対し、自宅での読書を通じて学びに向かう姿勢を育んでもらおうと、1人につき5,000円の図書カードを配布いたしましたものです。

対象となる児童生徒は町内の小中学校に通う児童生徒及び町内の小中学校以外の学校に通う柴田町在住の小中学生で、合わせて2,903人になります。

図書カードを受け取った保護者や児童からは、大切に使いたいという感謝の声が多く聞かれました。今回の図書カード配布によって児童生徒がさらなる本への親しみにつながっていくことを願っております。

以上、4つの支援施策の進捗の状況について報告いたします。

2点目、小学校、中学校の再開等について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2月27日に内閣総理大臣による全国一斉の小中学校等への臨時休業要請を受けたことに始まり、4月16日には全国への新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出により、児童生徒は3月2日から5月31日まで長期間の臨時休業となりました。

各学校においては、プリントやメール、ホームページ、電話など、様々な工夫により児童生徒の家庭学習や健康状態の確認を行うなど、今まで経験したことのない困難な状況に対応してきております。

このたび、国や県の動向も鑑み、6月1日から町内の小中学校を再開いたしました。学校再開に当たっては、課題が山積みしておりますが、各学校において引き続き感染症予防の徹底を図り、手洗い・うがいの励行やマスクの着用、教室の換気など3つの密を回避する取組を着実にしながら、感染症対策に万全を期すよう努めてまいります。

なお、今年度の夏季休業日につきましては8月8日から19日まで、冬季休業日につきましては12月26日から1月6日までの、それぞれ12日間に短縮し、不足する授業時数を確保していく予定です。

これらの影響により学校の大規模改修や給食センター改修の工事などの整備事業に期間変更等が生じますが、児童生徒の健康と安全、学習機会の確保を第一に考え、関係機関と連携して取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます、報告いたします。

3点目、柴田町防災拠点・総合体育館敷地造成工事の協定締結について申し上げます。

令和2年5月19日、陸上自衛隊東北方面総監と柴田町防災拠点・総合体育館敷地造成工事の協定を締結しました。造成工事は、隊員総数53名、装備として7トンダンプ12台など、重機総数36台により土砂運搬、盛土の敷きならし、転圧作業を行うものです。

工事期間は、令和2年6月1日から11月30日まで、本格的な土砂運搬は7月1日からを予定しております。

今回の工事は、自衛隊がこれまであまり経験してこなかった住宅街での実施となりますが、事故なく安全に造成工事が完了するよう、工事施工管理と品質管理に努めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

4点目、柴田町里山ビジネス振興事業について申し上げます。

柴田町里山ビジネス振興事業は、里山地域で活躍している農産物直売所や農産物加工団体及び企業等の機能と能力を横断的につなぎ、農村の振興を図ることを目的とした事業です。平成30年11月に柴田町里山ビジネス振興協議会を設立し、1年目は県の市町村振興総合補助金を活用して、事業者同士が連携したおもてなしの検討や里山ビジネスの魅力向上に向けた情報の共有、学びの場づくりなどの活動を行いました。2年目となる令和元年度は、実際に人を呼び込む里山イベントを企画・開催し、課題はあるものの一定の感触をつかむことができました。また、この活動が国の農山漁村振興交付金事業に採択され、事業者間の相互理解促進を目的とした地域づくりワークショップなどを開催したほか、県の農山漁村交流拡大プラットフォームのモデル地区にも選ばれ、都市部の企業の社員研修先としての組織・基盤づくりの研修も開催しております。

今年の2月22日には、各事業者合同による「しばた里山の食を楽しむ会」を開催し、多くの方にご参加いただきました。結城登英雄氏の熱のこもった講演や里山の自慢料理が大変好評で、協議会の活動にも大きな弾みがつきました。3月には柴田町里山ビジネス振興計画を策定し、「先人の人たちが作り上げてきた、この美しい里山の暮らしを守りながら、また作り上げ、次の世代につなげていく」ことをキーワードに、さらなる農村振興を図ってまいります。

以上、柴田町里山ビジネス振興事業についての報告といたします。

最後に、民間力を活用した子育て支援施策の充実について申し上げます。

本年4月1日、本町では初となる私立の認可保育所が開所しました。設置者は、株式会社ペンギンエデュケーションで、認可保育所の名称を「しばたペンギン国際幼稚園」とし、ゼロ歳児から4歳児を受け入れ、定員50人規模で運営を開始しております。

民間の力を活用しながら、保育所等利用待機児童の解消に取り組んできましたが、これでも町内には小規模事業所が7施設94人、私立認可保育所1施設50人、合わせて144人の子どもの受皿を確保することができました。

今後も、国や県の動向や子育てに関するニーズに注視しながら、子育て支援の充実に取り組

んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、報告いたします。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許しますが、質疑に当たっては、一般質問に触れないようお願いいたします。

質疑は1人1回です。質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 秋本です。

一番最初のコロナウイルス感染症についてお聞きしたいと思います。

一番最初に、オンラインの申請が完了したとありますが、オンラインの部分と郵送の部分、これの比率はどのくらいになっていたのか、そして、オンラインでよくニュースで言っているのは記載ミスなんかがあってかなり不備があったということなんですが、柴田町も同じような不備があったのかどうか、お聞きしたいと思います。

その次に、コロナウイルスの感染症拡大防止協力金なんですが、109件に対して24事業所への給付が完了ということは結構遅れている感じがするんですが、その遅れている理由についてどのように感じていらっしゃいますか、お聞きしたいと思います。

それと、小学校、中学校の再開についてなんですが、再開に当たってはマスクの着用が義務づけられるとなっておりますが、各学校へのマスク配備、その辺はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木俊昭君） 1点目はちょっとお時間を頂きたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 2点目、商工観光課長。

○商工観光課長（沖館淳一君） 協力金の24事業所ということで町長のほうから報告がありました。申請件数に対する割合としましては22%程度になりますけれども、今週の12日の金曜日、2回目の振込がございます。そちらのほうでは70件を予定しておりますので、トータルで86.2%程度になりますので、ほぼほぼ追いついているというような状況になっております。

○議長（高橋たい子君） 3点目、教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） マスクの関係なんですけれども、国から1人2枚ということで配布されているものがございます。それから、あと町からも予備として各学校にマスクのほうは配置をしておりますので、朝登校してきてマスクをしていない子どもさんに対しては予備のマスクをお渡しして着用してもらうという形で対応しております。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 舟山です。

1点目は特別定額給付金についてなんですが、今回はこの給付率56.9%、6月4日現在とありますが、たしかもうおとといでしたか、河北新報には県内の自治体の給付率ということで出ていて、柴田町は大河原町と並んで町としては下から3番目か4番目の給付率で、11日になると8割から9割という数字が出ていたものですから、今日この数字を見て急激に給付率が上がったのか、その河北新報に出したデータとこの違いというのはどういうことなのかちょっと確認したいと思いますので、ご説明願いたいと思います。

2つ目は、今回の町政報告、今こういう4つの支援策をやっていますという進捗状況の説明なんですが、今後柴田町としてはあとどういう対策を取る考えでいるのかというのをできたらお聞きしたいんですが。

○議長（高橋たい子君） 舟山議員、出されたものに対しての質疑ということで、1点目のみでお願いをします。

○15番（舟山 彰君） そう言われると思いましたが、やはり町民からすると今こういうふうに行っているという報告を議会で我々議員に言われるのは分かるんですが。

○議長（高橋たい子君） 舟山議員、すみません、出されたものに対しての質疑ということでお願いいたします。

1点目、答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木俊昭君） 確かに6月4日現在ですと56.9%でございます。今、金融機関との関係で1週間に1回振込という形になっております。それで、次回が6月11日。6月11日で9割を超すという予定になっております。

以上でございます。（「違いが何なんですかと」の声あり）

○議長（高橋たい子君） 総務課長。

○総務課長（鈴木俊昭君） 河北新報につきましてはあくまでも6月1日現在の数字でございました。それで十何%という記事が出たと思いますが、6月4日に給付している数字が56.9%、6月11日には9割を超すということになっております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。13番広沢真君。

○13番（広沢 真君） 柴田町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について、休業等を行った事業者に対して30万円給付するものとなっておりますが、基本は宮城県からの要請に基づく

制度なんです、休業等を行ったという事実確認、それから休業あるいは時短等の範囲などで判断基準を町としてどの辺りに設けていたのかということを知りたいのと、実際この後ここから漏れてしまったものに対しては後から出てくるのでそのときにまた質疑させていただきますが、実際この漏れてしまって営業利益が大幅に減ってしまっている状態で何らかの支援を受けられないという方が出るのではないかと私は危惧しているわけなんです、その辺りも含めて休業等を行った業者というのは例えば店舗中心なのか、それとも事業所登録なのか、それとも自己申告なのか、その辺りも明らかにしていただければと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（沖館淳一君） お答えしたいと思います。

事実の確認ということになりますけれども、休業なり時間短縮ということで、お店のほうの玄関とかに告示の貼り紙とか、そういったものをされていらっしゃる方がほとんどになります。実際にはその貼り紙の現物だったり、もしくは写真だったりということで提出をいただいているようになっております。

また、若干その内容に確認できないものがあれば、それは町のほうとしましてはできるだけホームページ等を検索しまして、そちらのほうで事実確認をさせていただいているという状況になっております。

それから、この協力金に漏れた事業者さんへの支援ということのご質問ありましたけれども、この漏れた方々に関しましては6月の会議の中でご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、漏れた業者さんを対象としました支援金制度を考えてございますので、そのときご説明させていただければと思っております。

それから、店舗の自主的な申請ということになるかと思うんですけれども、あくまでもこれは自己申告ということになりますので、事業者さんのほうから申請があればそちらのほうは受け付ける形、郵送になっておりますので、よほどの不備がない限り本人さんには連絡は差し上げない形でやらせていただいております。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

町内小中学校の再開等についてです。夏休み期間が12日間ということなんです、土曜日や、それから午後の授業時間数を増やしたりとかということもあるのでしょうか。

それから、学校が始まって1週間たつわけですけれども、子どもたちはかなりストレスを抱えていたと思うんですけれども、どのような再開になったのか、大丈夫なのかというか、学校

側としてはどのように今捉えているのか、教育委員会として声を聞いているかどうか伺います。

それと、その夏季休業日や冬季休業日のことが載っているんですが、これで全ての授業時数は確保できるのでしょうか。

それから、学校の大規模改修や給食センター改修の工事に変更が生じるということなんですが、現在どの程度の変更が生じるか、分かっている範囲でお願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 土曜日の授業等についての予定はございません。例えば月曜日5時間目小学校で今進んでおりますけれども、進捗状況によっては5時間目を6時間目までもう1時間上乘せするというようなことは発生してまいります。

それから、スタートしての先週の様子でございますけれども、大きな学校や保護者等からの問合せがあったとかというような件はございませんでした。学校のほうとしましては、放課後子どもたちが帰ってから担任の先生が机、椅子の消毒作業に大体1時間以上ぐらいはかかるという状況で今頑張ってもらっているところでございます。

授業の時数につきましては、夏休み、冬休み、先ほどお話ししましたように12日間ということでの対応でクリアするという見通しを持っております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 工事の件に関して、教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 大規模改修工事関係の件なんですけれども、今回各学校で大規模工事を予定しているものがあるんですけれども、これに関しては校舎等に関しては4月、5月の臨時休業で結構工事が進んだものですから、逆にその大規模工事に関しては今手をつけている部分については順調にいったいっているんですけれども、これから工事に入る学校に関しましては、今後業者さんと調整しながら土日の工事ですとか音が出るのは授業が終わってからとか、そういった調整をしながら今後進めていくようになるかと思えます。具体的内容はまだ今後検討ということで、それから、給食センターに関しましては床の張り替え工事を予定しておったんですけれども、これが大体3週間ぐらいかかって、あと消毒で1週間の大体4週間ぐらいを予定しておりました。

ただ、今回夏休みを短縮することに伴いまして工事期間がちょっと取れませんので、床工事に関しては今後の学校の状況に応じて進めていくようにはなるんですけれども、現在業者さんと調整しながら進めてはおりますけれども、まだちょっとその辺に関してははっきりとこの時期にというのはまだ決まっていらないような状況でございます。

○議長（高橋たい子君） 先ほどの秋本議員の質疑に対しまして答弁保留となっていた件がありましたので答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木俊昭君） 1点目の特別定額給付金のオンライン申請分でございますが、6月4日現在で441件ございました。5%です。やはりオンラインの不備、要因としては一番多いのは世帯主でない方が申請していると。その方が申請しているということと、もう一つが郵送と重複していると。オンラインもしていて郵送も出しているという方でございます。合わせますと大体2割程度は不備という形になっております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ほかにないようでございますので、以上で諸報告を終結いたします。

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

（令和元年度柴田町一般会計補正予算）

日程第5 報告第2号 専決処分の報告について

（令和元年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算）

日程第6 報告第3号 専決処分の報告について

（令和元年度柴田町介護保険特別会計補正予算）

日程第7 報告第4号 専決処分の報告について

（令和元年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算）

○議長（高橋たい子君） 日程第4、報告第1号専決処分の報告についてから日程第7、報告第4号専決処分の報告についてまで、以上4件について一括して報告を求めます。町長の発言を許します。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました報告第1号から報告第4号までの専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る報告第1号令和元年度柴田町一般会計補正予算は、先般開かれました令和元年度3月会議の後に、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰入金などの歳入が確定したことや、歳出においては特別会計繰出金の確定を初め、民生費、衛生費、土木費、教育費、災害復旧費など、各予算科目における事務事業費の精算によるものであり、歳入歳出とも8億7,963万4,000円の減額補正となりました。この減額補正によります補正後の予算総額は、歳入

歳出それぞれ166億9,571万8,000円となります。

報告第2号令和元年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の内容は、歳入につきましては、国民健康保険税、県支出金などの額が確定したものであります。歳出につきましては、保険給付費、保健事業費等の確定によるものであります。歳入歳出とも1億2,747万7,000円を減額補正し、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ39億2,139万5,000円となります。

報告第3号令和元年度柴田町介護保険特別会計補正予算の内容は、歳入につきましては、国庫支出金、繰入金等の額の確定によるものであります。歳出につきましては、保険給付費、地域支援事業費等の確定見込みによる補正となります。歳入歳出とも716万3,000円を減額補正し、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ30億3,046万1,000円となります。

報告第4号令和元年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の内容は、保険料収入額及び広域連合納付金の額の確定によるものであります。歳入歳出とも1,420万1,000円を減額補正し、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ3億9,747万1,000円となります。

以上、各種会計につきまして地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第5項及び第6項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、報告第1号について、財政課長。

○財政課長（森 浩君） 専決処分とした令和元年度一般会計補正予算について説明いたします。

3ページをお開きください。

専決処分書のとおり、3月会議後に確定した歳入、事業などの補正予算について3月31日で専決処分を行ったものです。

5ページをお開きください。

補正予算の総額です。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ8億7,963万4,000円を減額し、補正後総額を166億9,571万8,000円とするものです。

専決の規模として8億円を超える大きな減額となりましたが、これは台風第19号に伴う災害事業や災害復旧事業について国県の最終調整が行われたためのものです。

13ページをお開きください。

第2表は繰越明許費の補正を行うものですが、繰越事業量、事業費の確定に伴う増減です。4款衛生費令和元年度台風19号災害事業で2億円を超える減額を行っていますが、災害ごみの確

定による事業費の変更となります。11款災害復旧費で1億1,700万円の減額を行っています。災害復旧事業の最終調整によるものです。

14ページの第3表は債務負担行為の補正ですが、契約締結等に伴い事業費確定による限度額変更を行っております。

次に16ページ、第4表は地方債補正ですが、今回変更の5事業に関してはそれぞれ事業費の額が確定したことによる限度額の補正を行っております。

次に、17ページから歳入歳出予算の事項別明細ですが、補正事案の多くが決定見込みや額の確定によるものです。

まず、歳入です。主なものについて説明をいたします。

19ページをお開きください。

1款町税については、1項町民税から5項都市計画税までで1億7,353万9,000円の増額補正となりました。

1項町民税、2項固定資産税、4項町たばこ税、5項都市計画税、いずれも増額となっております。

20ページをお開きください。

2款地方譲与税から22ページ、13款交通安全対策特別交付金までの各種交付金に関しては、交付決定による補正となります。

22ページ、12款地方交付税、特別交付税、震災復興特別交付税で2億5,823万1,000円の増額となっております。交付額の確定によるものですが、特別交付税に関しては台風19号による災害復旧事業の町負担分に見合う額が特別交付税として措置されたものです。

それから、27ページをお開きください。

上の段です、8目災害復旧費国庫補助金で1億6,772万6,000円の減額となりましたが、これは農林水産施設災害復旧事業の精査により令和2年度に事業費を繰り延べたことによる減額、それから災害等廃棄物処理事業費補助金が災害ごみの確定見込みに伴う事業費減による減額が主なものです。

それから、中段、17款県支出金民生費県負担金で7,761万5,000円の減額をしております。こちらに関しては、住宅の応急修理について住宅災害応急修理負担金から災害救助費繰替支弁金に組み替えて事業費の減額による支弁金の減になります。

次に、31ページをお願いいたします。

中段の20款繰入金です。財政調整基金の繰入金を6億8,483万3,000円減額し、令和元年度財

政調整基金は総額3億1,355万円となりました。財政調整基金への組み戻しになりますが、歳出で基金への利子積立てを行っておりますが、このことにより専決処分後の令和元年度末財政調整基金の残高は約12億2,900万円の規模となっております。

次に、34ページ、23款町債、こちらも地方債補正で説明をいたしましたが、この5事業に関してはそれぞれ事業費が確定したことによる減額となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。

35ページから歳出となりますけれども、年度末の専決処分の補正となることから、一部基金への積立金の増額はありますが、ほとんどが事業費の確定による不用額の減額補正となります。

まず、36ページをお開きください。

2目企画管理費、ふるさと応援推進事業1,124万9,000円の減は、ふるさと応援寄附金の確定に伴う委託料、決済システム利用料積立金などの減額となります。

次に、46ページをお開きください。

下の段の3款民生費7目プレミアム付商品券事業費です。3,116万4,000円の減は、こちらも事業費確定に伴う減額となります。

次に、51ページをお願いいたします。

3款民生費1目災害救助費で6,526万1,000円の減は、先ほどの歳入でご説明いたしました台風19号に伴う住宅の応急修理費の確定見込みに伴う減額となります。

次に、54ページをお願いいたします。

4款衛生費じん芥処理費で2億9,248万7,000円の減は、台風19号災害事業の災害ごみの確定見込みに伴う事業費の減となることから歳入が減となります。

73ページをお願いいたします。

11款災害復旧費農林水産施設災害復旧費で1億621万円を減額をしております。歳入等で申し上げたように農林土木施設の災害復旧事業の確定、それから令和2年度への事業の繰延べによる予算調整ということで減額となっております。

以上、補足説明となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、報告第2号について、健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、報告書83ページをお開きください。

専決処分書になります。専決処分日は、令和2年3月31日になります。

85ページをお開きください。

令和元年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,747万7,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ39億2,139万5,000円とするものです。

90ページになります。

歳入です。

主に国民健康保険税の収入実績と県支出金の交付額決定に伴う補正となります。

主なものについて説明をさせていただきます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税133万5,000円の減、2目退職被保険者等国民健康保険税4万2,000円の増となります。合計で129万3,000円の減額補正となります。これにつきましては、それぞれ収入実績によるものです。

91ページになります。

3款1項1目災害臨時特例補助金316万3,000円の増につきましては、原発避難者及び令和元年台風第19号の被災者に係る国保税減免及び一部負担金免除に対する国庫補助金の交付決定によるものです。

4款1項1目保険給付費等交付金1億1,520万9,000円の減ですが、1節の普通交付金、2節の特別交付金のそれぞれの交付決定による補正となります。

6款1項1目一般会計繰入金1,515万8,000円の減ですが、これは一般会計からの繰入金で、それぞれの事業確定による減額補正となります。

92ページです。

6款2項1目財政調整基金繰入金605万円の減ですが、これは歳入の国庫支出金及び県支出金特別交付金の増額、歳出の保険給付費が確定したことなどから、基金繰入金を繰戻しするものです。この結果、国保の財政調整基金の残高は4億9,863万3,674円となっております。

続いて、93ページになります。

歳出です。

事業実績に伴う補正となります。

まず、1款1項総務管理費から94ページの3項国保運営協議会費につきましては、それぞれ事業費の確定による減額補正となります。

次に、2款1項1目一般被保険者療養給付費6,646万1,000円の減、3目一般被保険者療養費237万9,000円の減、95ページの2款2項1目一般被保険者高額療養費4,037万3,000円の減については、令和元年台風第19号の被災者に係る医療費の一部負担金免除による医療費の増を見込

んで昨年12月に増額補正を行ったものについて、保険給付費の確定により減額するものです。
96ページです。

2款4項1目出産育児一時金925万6,000円の減、5項1目葬祭費20万円の減は、いずれも実績による減額補正となります。

97ページになります。

3款1項国民健康保険事業費納付金医療給付費分から3項の介護納付金分については、それぞれの歳入の国保税収入及び県支出金、特別交付金の確定により、国保財政調整基金等との財源組替えを行ったものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、報告第3号について、福祉課長。

○福祉課長（八矢英二君） それでは、報告第3号専決処分の報告について詳細説明をさせていただきます。

103ページをお開きください。

専決処分書です。専決処分日は、令和2年3月31日になります。

105ページをお開きください。

令和元年度柴田町介護保険特別会計補正予算です。

第1条です。歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ716万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億3,046万1,000円とするものです。

109ページをお開きください。

歳入です。

主なものについて説明をさせていただきます。

1款1項1目第1号被保険者保険料の902万5,000円の減は、台風19号等の減免額が決定したことにより歳入金額が確定したものです。

次に、3款1項1目介護給付費負担金につきましては、歳入科目区分の受入科目の更正によるもので、金額の変更はありません。

3款2項1目調整交付金の1,421万6,000円の増は、現年度分の調整交付金の額の確定によるものです。台風19号による減免の補填分などが増となっております。

110ページをお開きください。

3款2項6目災害臨時特例補助金の159万8,000円の増は、台風19号により被害を受けた方の介護保険料と利用者負担金の減額に伴う国県の補助金です。

5款1項1目介護給付費負担金につきましては、国庫負担金と同様に受入科目の更正によるもので、金額の変更はありません。

111ページをお開きください。

7款1項1目1節介護給付費繰入金の1,000万円の減額は、介護保険給付費の給付見込額決定により国県支出分が確定したことに伴う町負担分の減額となります。

同じく2節事務費繰入金の370万円の減額は、要介護認定等調査業務委託契約の変更に伴う減額補正となります。

続いて、歳出です。

113ページをお開きください。

事業実績に伴う補正となりますので、主なものについて説明させていただきます。

114ページとなります。

1款3項1目介護認定費13節委託料、要介護認定等調査業務委託249万9,000円の減額は、認定調査の契約額確定による減額です。

2款1項1目居宅介護サービス給付費につきましては、歳入でも説明したとおり台風19号関連の減免分の補填による調整交付金の増額と給付費負担割合の確定による財源の更正となります。

4款1項1目サービス事業費13節委託料訪問型軽度生活援助委託料55万円の減額につきましては、支出確定による補正となります。

115ページになります。

同じく2目介護予防ケアマネジメント事業費、介護予防ケアマネジメント委託料33万円につきましては、支出がなかったため減額としております。

4款2項包括的支援事業費2目任意事業費、扶助費106万6,000円の減は、支出確定による補正となります。

同じく3目生活支援体制整備事業の委託料27万1,000円の減額から4目認知症総合支援事業費、5目在宅医療・介護連携推進事業費、116ページになります、6目地域ケア推進会議事業費及び4款3項1目一般介護予防事業費13節委託料18万円の減額までは、おのおの支出確定による補正となります。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、報告第4号について、健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をいたします。

報告書119ページをお開きください。

専決処分書になります。専決処分日は、令和2年3月31日になります。

121ページをお開きください。

令和元年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算です。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,420万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,747万1,000円とするものです。

続いて、124ページになります。

歳入です。

1款1項1目特別徴収保険料72万4,000円の減、2目普通徴収保険料1,320万7,000円の減、合計で1,393万1,000円の減額補正ですが、これにつきましては現年度分保険料収入見込み及び滞納繰越分の保険料の確定によるものです。

125ページになります。

歳出です。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金1,393万1,000円の減額ですが、保険料収入の減により広域連合への納付金を減額するものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑は一括といたします。質疑に当たっては、報告番号とページ数を示して行ってください。質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号から報告第4号まで4件の専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第8 報告第5号 専決処分の報告について

（柴田町監査委員に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（高橋たい子君） 日程第8、報告第5号専決処分の報告について報告を求めます。町長の発言を許します。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第5号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る柴田町監査委員に関する条例の一部を改正する条例は、地方自治法等

の一部を改正する法律の施行に伴い、この法律を引用している柴田町監査委員に関する条例に条ずれが生じたため、所要の改正をしたものです。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第8項及び第9項の規定により専決処分したので、報告いたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第5号専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第 9 報告第 6 号 専決処分の報告について

（柴田町町税条例等の一部を改正する条例）

日程第 10 報告第 7 号 専決処分の報告について

（柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（高橋たい子君） 日程第9、報告第6号専決処分の報告についてから日程第10、報告第7号専決処分の報告についてまで、以上2件について一括して報告を求めます。町長の発言を許します。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第6号及び報告第7号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る柴田町町税条例等の一部を改正する条例及び柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴うものであります。

改正の主な内容は、柴田町町税条例等の一部を改正する条例については、個人町民税の非課税措置対象や所得控除に独り親を追加するもの、たばこ税においては軽量葉巻たばこの本数課税方式を二段階で改めるもの、固定資産税においては登記簿等に所有者として登記されている者が死亡している場合、現に所有している者の申告を制度化したものや、使用者を所有者とみなす制度の拡大等であります。

柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、基礎課税額の限度額及び軽減対象世帯の軽減判定所得の算定額について改めたものです。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第7項の規定によ

り専決処分したので、報告いたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑は一括といたします。質疑に当たっては、報告番号とページ数を示して行ってください。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第6号から報告第7号まで、2件の専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第11 報告第8号 令和元年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第12 報告第9号 令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（高橋たい子君） 日程第11、報告第8号令和元年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書について及び日程第12、報告第9号令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、以上2件について一括して報告を求めます。町長の発言を許します、町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました報告第8号令和元年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第9号令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告理由を申し上げます。

令和元年度柴田町一般会計予算及び令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計予算のうち、令和2年度への繰越事業として既に議決いただいている事業の繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、報告第8号について、財政課長。

○財政課長（森 浩君） 報告第8号令和元年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして説明いたします。

209ページから211ページになります。

今回報告する22の繰越事業につきましては、令和元年度補正予算の繰越明許費補正として計上し、議決をいただいたものになります。

計算書に記載しておりますとおり、台風19号に伴う災害事業や災害復旧事業、学校の大規模改造工事など、国補助事業に採択された事業で、繰越事業費、繰越金額が確定いたしましたので、その報告となります。

211ページ、合計欄をお願いいたします。

繰越事業費の総額が34億1,111万2,000円となっております。そのうち翌年度繰越額は総額で28億8,374万4,000円となり、例年になく大きな繰越しとなっております。

財源については、既収入特定財源として令和元年度中に収入した国県補助金16万1,000円、一般財源2億4,046万7,240円を令和2年度に財源繰越しをいたします。未収入特定財源は、今後の事業完了に伴って措置される国県支出金及び地方債になります。合計で国県支出金、地方債合わせて26億4,311万5,760円となります。

令和2年5月29日付で調製をいたしました。

別添の報告第8号から第11号関係資料の1枚目及び2枚目をご覧いただきたいと思っております。

22事業ごとに事業内容、それぞれ工事名等47項目が記載されております。今回の繰越明許費で特徴的なことは、10款教育費1項教育総務費として14事業、30項目、繰越総額が17億9,148万7,000円と約6割を占めておりますが、こちらは国の強靱化に伴っての補助事業ということで令和元年度に交付決定を受けた事業ということで繰越しになっております。

それから、災害復旧事業や学校関係の事業箇所が多岐にわたることから、完了日及び完了予定日に記載してあるとおり、工期は年度末ということで想定をしております。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、報告第9号について、上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 報告書213ページをお開き願います。

報告第9号令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について説明いたします。

215ページをお願いいたします。

繰越明許費の繰越計算書です。

令和元年度公共下水道事業特別会計におきまして、繰越明許費を設定し、令和2年度に繰り越した事業は、公共下水道事業、浸水対策下水道事業、下水道ストックマネジメント事業の3事業であります。3件合わせまして、予算額10億3,420万円に対し、7億7,287万8,000円を今年度に繰り越したものです。

今回報告します繰越事業につきましては、さきの3月補正予算の際に繰越明許費補正として説明しておりますが、繰越計算書を調製しましたので報告させていただくものです。

財源内訳の未収入特定財源は、国からの支出金と地方債、その他は共同施工に伴う大河原町からの負担金収入であり、不足額は一般会計からの繰入金でございます。

お配りしています報告第8号から第11号の関係資料3枚目の令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計繰越事業一覧をご覧ください。

上段の繰越明許費です。

2款1項下水道事業費、事業1点目、公共下水道事業は、中名生から下名生、剣崎への本管工事を繰り越したものでございます。

事業2点目の浸水対策下水道事業においては、鷺沼排水区雨水整備に係る委託料2件と請負工事2件でございます。1号雨水幹線に係るボックスカルバート敷設におきまして工事監理委託料を繰越したものです。5号調整池整備工事に係る委託料工事は、いずれも年度末の国補正対応の予算確保であり、今年3月に工事請負契約の議決をいただき発注いたし、工事監理委託は4月中旬に契約しておりますことから、全額繰り越したものであります。両件とも、令和3年3月10日の完了を図るものです。

事業3点目の下水道ストックマネジメント事業の委託料は、汚水マンホールとマンホール蓋の修繕改築計画の策定業務であり、今月末にて事業完了見込みでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑は一括といたします。質疑に当たっては、報告番号とページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第8号令和元年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第9号令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを終結いたします。

日程第13 報告第10号 令和元年度柴田町一般会計事故繰越し繰越計算書について

日程第14 報告第11号 令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（高橋たい子君） 日程第13、報告第10号令和元年度柴田町一般会計事故繰越し繰越計算書について及び日程第14、報告第11号令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について、以上2件について一括して報告を求めます。町長の発言を許します、町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました報告第10号令和元年度柴田町一般会計事

故繰越し繰越計算書について及び報告第11号令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書についての報告理由を申し上げます。

令和元年度柴田町一般会計予算及び令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計予算のうち、避け難い事故のため年度内に支出を終わらなかった事業費を事故繰越したので、その繰越計算書を地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告いたします。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、報告第10号について、財政課長。

○財政課長（森 浩君） それでは、報告第10号令和元年度柴田町一般会計事故繰越し繰越計算書につきまして説明いたします。

219ページになります。

今回の事故繰越では、年度内完了ができなかった事業6事業の報告となります。

繰越事業費は翌年度繰越額として記載しておりますが、合計の欄になります、総額で4,375万8,437円となります。

財源については、既収入特定財源として令和元年度中に収入した県補助金44万3,000円、一般財源1,838万7,437円を令和2年度に財源として繰越いたします。

説明欄で繰越しとなった理由を記載しておりますが、それぞれ台風19号に係るものや新型コロナウイルス感染症拡大の影響など、避け難い事故によるものです。

こちら令和2年5月29日付で調製をいたしました。

先ほど同様に別添の報告第8号から第11号関係資料の2枚目の事故繰越をご覧ください。

それぞれ6事業ごとに事業内容9項目を記載しております。

農業水利事業では、排水機場ポンプの自家発電装置更新工事竣工後、機能診断業務を行うという連動した2つの事業になります。

ほ場整備事業は、入間田、船迫基盤整備関連経営体育成等促進計画書作成業務の2事業になります。

教育総務課一般管理費、小中学校大規模改造工事（トイレ）繰越明許は、槻木小学校と船岡中学校の工事が補助事業として令和元年度に完了しなかったため、再度の繰越しとなったものです。

現在までの進捗状況につきましては、完了日及び完了予定日に記載しており、5月から9月までの完了予定となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、報告第11号について、上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 報告書221ページをお開き願います。

報告第11号令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越し計算書につきまして説明申し上げます。

223ページをお願いいたします。

繰越し計算書になります。

2款1項下水道事業費の浸水対策下水道事業の1事業でありまして、翌年度への事故繰越し額は4億2,609万2,100円となりました。令和元年台風19号にて被災いたし、その対応に期間を要したため繰り越したものでございます。

お配りしております関係資料3枚目をご覧ください。

下の段の表が事故繰越しとなります。

内容につきましては、昨年平成31年3月に工事を発注いたしておりました鷺沼5号調整池整備工事とその工事監理委託であります。昨年秋の台風19号により工事現場全体が冠水し、進捗の遅延により繰り越しておりましたが、去る4月末にて事業が完了しております。

以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑は一括といたします。質疑に当たっては、報告番号を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第10号令和元年度柴田町一般会計事故繰越し繰越し計算書について及び報告第11号令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越し計算書についてを終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

10時55分再開といたします。

午前10時40分 休 憩

午前10時55分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

日程第15 議案第3号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこ

と等による国民健康保険税の減免に関する条例

日程第16 議案第4号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免に関する条例

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第15、議案第3号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免に関する条例、日程第16、議案第4号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免に関する条例、以上2件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第3号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免に関する条例、議案第4号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免に関する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例制定は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方に対して、令和元年度及び令和2年度の国民健康保険税及び介護保険料について、当該区分に応じた割合の額を減免する措置について規定するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、議案第3号について、税務課長。

○税務課長（安彦秀昭君） それでは、議案第3号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免に関する条例の詳細説明を申し上げます。

主な内容についてですが、今回の条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方々に対する国民健康保険税の減免措置について、新たに条例を制定するものでございます。

それでは、条文についてご説明いたします。

議案書1ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免に関する条例です。

主な点についてご説明いたします。

第2条は、国民健康保険税の減免規定についてです。感染症の影響により該当することとなったときは、普通徴収では令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間の納期限が設定さ

れている国民健康保険税について、区分に応じた額を減免するものです。

該当者ですが、第1号または第2号に該当する者です。第1号該当者は、感染症により主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯で、全部を減免します。第2号該当者は、感染症の影響による主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、アからウまでの全ての要件に該当する世帯です。アは、事業収入等のいずれかの減少額が前年の事業収入等の10分の3以上であること。イは、前年の地方税法に規定する総所得金額の合計額が1,000万円以下であること。ウは、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得額が400万円以下であること。

減免額算定についてですが、3ページをお開きください。

別表第1で、Aの世帯被保険者全員について算定した国民健康保険税額に、Bの減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額を、Cの世帯に属する全ての被保険者について算定した合計所得金額で除した割合を乗じた額に、別表第2で、前年合計所得が300万円以下であれば減免の割合が全部、400万円以下であれば減免の割合が10分の8を乗じて得た額を減免するものでございます。

2ページにお戻りください。

第2項では、第1号、第2号のいずれにも該当する場合は減免の額が大きいものを適用します。

第3項ですが、国民健康保険法に規定する非自発的失業者、いわゆる倒産、解雇、雇い止めなどによる離職者が軽減制度の対象となる者については、まず前年の所得を100分の30とみなすことにより国民健康保険税の軽減を行うこととして、第2条第2項の規定による事業収入等の減少に伴う国民健康保険税の減免は行わないものとするものです。

しかし、非自発的失業者の給与収入の減少に加えてその他の事由による事業収入の減少が見込まれるため、国民健康保険税の減免を行う必要がある場合には、1号及び2号により合計所得金額を算定します。第1号は、別表第1のCの合計所得額の算定に当たっては、非自発的失業者の国民健康保険税の軽減制度を適用した後の所得を用います。第2号は、別表第2の左の欄の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の国民健康保険税の軽減制度による軽減前の所得を用います。

第3条は、減免の申請についてです。国民健康保険税の減免を受けようとする者は、原則減免申請書を提出するものです。

第4条は、減免の規定及び通知についてです。減免申請を受理したときは、審査の上、減免

の可否を決定し、通知書により通知するものです。

第5条は、減免の取消しについてです。偽りの申請やその他不正な行為による国民健康保険税の減免を受けた者に対しては、減免を取り消すものです。

附則になります。この条例は公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用するものでございます。

以上で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免に関する条例についての詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第4号について、福祉課長。

○福祉課長（八矢英二君） それでは、議案書5ページをご覧ください。

議案第4号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免に関する条例の詳細説明をさせていただきます。

この条例は、令和2年4月7日閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対して国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行うとされたことを踏まえ、介護保険料の減免の取扱いについて定めるとされたものです。

内容としましては、介護保険法に規定する第1号被保険者、65歳以上の方の属する世帯において、世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡し、または重篤な傷病を負ったことにより収入がなくなった者及び感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等が前年に比べ30%以上の減少となっている者で、前年所得が200万円を基準に10分の8または全部の保険料を減免するものです。

減免の対象となる保険料は、政令で指定感染症と定められた令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期があるものとされています。

なお、当該減免された保険料相当額については、特別調整交付金として財政支援を受けられるものです。

条例の改正内容について説明いたします。

第1条は、趣旨として軽減または免除について条例で定めるとしております。

第2条につきましては、対象となる保険料と減免の基準を定めております。第1号被保険者保険料となっています。また、減免の割合を算出するため、7ページにあります別表の第1と第2を参照することとしております。

第3条から、事務手続として申請の方法について記載をしております。

6ページをご覧ください。

第4条では、決定及び通知について記載しております。

第5条では、虚偽申請の場合の取消しを定めております。

第6条につきましては、条例に定めのないものについて町長へ委任するとしております。

附則になります。適用時期について令和2年2月1日と定めております。

以上で詳細説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） 本件2件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第17 議案第5号 令和元年台風第19号による災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例

日程第18 議案第6号 令和元年台風第19号による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第17、議案第5号令和元年台風第19号による災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例、日程第18、議案第6号令和元年台風第19号による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例、以上2件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第5号令和元年台風第19号による災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例、議案第6号令和元年台風第19号による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、令和元年台風19号の被害により、居住する住宅等に一定以上の損害を受けた国民健康保険税の納税義務者及び介護保険料の納税義務者に対し、令和2年度相当分の国民健康保険税及び介護保険料について減免の延長を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、議案第5号について、税務課長。

○税務課長（安彦秀昭君） それでは、議案第5号令和元年台風第19号による災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

改正の内容ですが、本条例は、台風19号による被害を受けられた方に対し平成31年度分の町民税等について減免措置を行ってきたものですが、減免の納税義務者に対し国民健康保険税について減免措置を令和2年度について六月相当分を延長するものでございます。

それでは、条例についてご説明いたします。

議案書9ページをお開きください。

令和元年台風第19号による災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例です。

改正後の左の欄の主な改正条文についてご説明いたします。

第2条、第3条、第4条、第7条につきましては、文言の整理等でございます。

次に、条例附則になります。

12ページをお開きください。

第2項は、国民健康保険税の減免措置の延長についてです。国民健康保険税の減免について、令和2年度分について規定するものでございます。

第1条中、「国民健康保険税の軽減」を「令和2年度分の国民健康保険税の軽減」に、4条中、課税年度である「平成31年度」を「令和2年度」に、また、適用期間の「災害救助法が適用された日から令和2年3月31日まで」を「4月から9月分までに相当する月割り算定額で、令和3年3月31日まで」に、そして、「当該年度の税額」を「当該年度の税額）及び令和元年度末に資格を取得したこと等により令和2年4月以降に普通徴収の納期が到来する国民健康保険税」と読み替えることにより、平成31年度の国民健康保険税の減免者及び令和元年度末に新たに国民健康保険の資格を取得した減免該当の納税義務者に対して、令和2年度の4月から9月分までに相当する月割り算定額について減免措置を適用することとしたものでございます。

改正附則になります。この条例は公布の日から施行し、改正後の令和元年台風第19号による災害被害者に対する町税の減免に関する条例の規定は、令和2年4月1日より適用するものでございます。

以上で、令和元年台風第19号による災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例についての詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第6号について、福祉課長。

○福祉課長（八矢英二君） それでは、議案書の13ページをご覧ください。

議案第6号令和元年台風第19号による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の

一部を改正する条例の詳細説明をさせていただきます。

先ほど町長が提案理由で申し上げたとおり、令和元年台風第19号による災害被害者に対する介護保険料の減免となる期間が令和元年度分に限られておりました。令和2年2月17日付厚生労働省老健局介護保険計画課通知により、減免措置に対する財政支援が令和2年4月1日から9月30日までとされたことから、減免期間を延長するものです。

なお、当該減免された保険料相当額については、特別調整交付金として財政支援が受けられるものです。

条例の改正内容について説明いたします。

第2条は、対象となる保険料と減免の基準を定めておりますが、根拠条例である災害救助法記載の必要事項を追記しておるものです。

次に、附則になります。現行附則を1とし、2を追加し、第2条の保険料の減免について令和2年度相当分の保険料も適用させ、第2条の文言について読替え適用をするものです。

条例の一部を改正する条例の適用は、令和2年4月1日とするものです。

以上で詳細説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件2件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第19 議案第7号 柴田町町税条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第19、議案第7号柴田町町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第7号柴田町町税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴うものです。

改正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症等に係る固定資産税課税標準の特例規定、徴収猶予の特例規定、軽自動車税環境性能割の非課税規定、寄附金税額控除特例及び住宅借入金等特別控除特例の各規定を整備するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（安彦秀昭君） それでは、議案第7号柴田町町税条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

改正の内容ですが、新型コロナウイルス感染症及び蔓延防止の措置が納税義務者に及ぼす影響の緩和を図るため地方税法等が改正され、令和2年4月30日から施行されました。このことに伴い、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例、軽自動車税の環境性能割の非課税措置の特例の適用期限の延長、徴収猶予制度の特例に伴う手続、個人の町民税の寄附金税額控除及び住宅借入金等特別税額控除の特例措置について改正するものでございます。

それでは、条文についてご説明いたします。

議案書15ページをお開きください。

柴田町町税条例の一部を改正する条例です。

改正後の左の欄の主な改正条文についてご説明いたします。

初めに、第1条になります。条例附則の第10条ですが、固定資産税の課税標準の特例に関する読替え規定です。新型コロナウイルス感染症等により令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が前年の同期間と比べて100分の70以下となった中小企業者等の家屋及び償却資産に対する課税標準の特例及び法律の施行の日から令和3年3月31日までに中小企業等が取得した生産性向上特別措置法に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例を追加するものです。

16ページですが、第10条の2第27項は、先端設備等に該当する中小企業等の家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例措置を講じたことにより、柴田町の課税標準の特例の割合をゼロにすることを規定したものです。

第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税についてです。令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限を六月延長し、令和3年3月31日までとするものです。

第19条は、都市計画税の課税標準の特例に関する読替え規定です。固定資産税同様、新型コロナウイルス感染症等により令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が前年の同期間と比べて100分の70以下となった中小企業者等の家屋に対する課税標準の特例を追加するものです。

第28条は、地方税法改正により、徴収猶予の制度に新型コロナウイルス感染症等の影響により事業収入がおおむね20%以上減少し、一時的に納入が困難な納税義務者に対し、令和3年1

月31日までに納期限が到来する町税を最長1年間の徴収の猶予ができる特例措置が加えられました。このことに伴い、手続について従来の徴収猶予の申請等の手続を準用する規定を追加したものです。

続きまして、第2条の改正になります。

条例附則の第10条、第10条の2第27項及び第19条については、地方税法改正に併せての法律の条ずれによる改正です。

18ページをお開きください。

第29条は、新型コロナウイルス感染症に係る寄附金税額控除の特例についてです。個人の町民税の寄附金税額控除について、所得割の納税義務者が新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、政府の自粛要請等を受けて文化庁等が指定する行事の中止に伴い、入場料金等払戻請求権の放棄をした場合、寄附金を支出したものとみなして町税に関する規定を適用するものです。

19ページの第30条は、新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別税額控除の特例です。個人の住民税の住宅借入金等特別税額控除について、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合の控除適用期間を令和15年度としていたものを、新型コロナウイルス感染症の影響により住宅建設の遅延により令和2年12月31日までに居住の用に供することができなかった場合等に、令和3年12月31日まで入居要件を弾力化し、控除適用年度を令和16年まで1年延長するものです。

附則になります。この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年1月1日から施行するものとさせていただきます。

以上で柴田町町税条例の一部を改正する条例について詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第20 議案第8号 柴田町手数料条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第20、議案第8号柴田町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第8号柴田町手数料条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並び

に行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が令和2年5月25日から施行され、個人番号の通知カードの新規発行や再発行、記載事項変更の手続が廃止されたことから、本条例で規定しております再交付手数料の条文を削るものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明しますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（遠藤 稔君） それでは、議案第8号柴田町手数料条例の一部を改正する条例の詳細説明をいたします。

ただいま町長からの提案理由にもございましたが、今回の条例改正は、通称デジタル手続法が令和元年5月31日に公布され、令和2年5月25日に施行となったことに伴うものでございます。

この法において平成27年10月から発行となっていた紙製の個人番号の通知カードの新規発行や再発行、記載事項変更の手続が廃止となりました。以後、新たに個人番号を付番される場合は個人番号通知書が送付されることになりました。

なお、現存する紙製の通知カードは直ちに無効となることではなく、個人番号を証明する機能としては引き続き有効です。ただし、住所の変更等が生じた場合は、個人番号カード、これはプラスチック製のいわゆるマイナンバーカードのことですが、この個人番号カードに切替えをすることとなります。

改正文の説明になります。議案書の21ページをお開きください。

通知カードの再発行の廃止により、再発行手数料を規定している本条例を改正するものでございます。

条文になります。

柴田町手数料条例の一部を次のように改正する。

柴田町手数料条例第2条第27号、個人番号の通知カードの再交付手数料1枚につき500円を削り、第28号から第33号までを1号繰り上げるものでございます。

附則です。この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第8号柴田町手数料条例の一部を改正する条例の詳細説明になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第 2 1 議案第 9 号 柴田町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第21、議案第 9 号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第 9 号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和 2 年 4 月 1 日に施行されたことに伴うものです。

改正の内容は、介護保険料の所得段階が第 1 段階から第 3 段階までに該当する低所得者層に対して、令和 2 年度の介護保険料の軽減を図るものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（八矢英二君） それでは、議案書23ページをお開きください。

議案第 9 号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例の詳細説明をさせていただきます。

この条例は、介護保険法施行令の一部を改正する政令が令和 2 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、柴田町介護保険条例第 2 条に定める保険料率を改正するものです。

令和元年 6 月議会において消費税10%に対応するための改正をしておりますが、消費税10%の実施が10月 1 日となっていたため半年分のみの引上げ率となっております。今回、施行令改正により満額実施となることから、令和 2 年 4 月 1 日から適用させ、改正を行うものです。

対象となるのは第 1 段階から第 3 段階の低所得者の保険料で、国で示している基準率で算定しております。

なお、当該減免された保険料相当額については、国負担 2 分の 1、県 4 分の 1、町 4 分の 1 で、一般会計からの繰入金として補填されるものです。

改正内容について説明いたします。

柴田町介護保険条例第 2 条は、保険料率による額を定めております。第 2 項では第 1 段階の市町村民税非課税世帯で課税年金収入額が80万円以下の者に対して 2 万4,300円から 1 万9,440円に改正するものです。第 3 項では、第 2 段階の市町村民税非課税世帯で課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の者に対して 4 万500円から 3 万2,400円に改正するもの。第 4 項では、

第3段階の市町村民税非課税世帯で課税年金収入額が120万円を超える者に対して4万6,980円から4万5,360円に改正するものです。

改正前の第2項から第4項までにおいて、「令和元年度及び」の文言については、今回の改正は令和2年度以降の措置であるため削除しております。

次に、附則です。施行期日は公布の日からとしております。

経過措置は、改正後において適用されるものは令和2年度分とし、令和元年度に係る保険料は従前の例としております。

以上で詳細説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第22 議案第10号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第22、議案第10号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第10号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が令和元年6月7日に公布され、災害援助資金に係る償還金の支払い猶予や償還免除の対象拡大等が図られたほか、災害弔慰金や災害障害見舞金の判定が困難な場合等のため、市町村が合議制の機関を置くよう努めることとされたことに伴うものです。

改正の主な内容は、当該機関として新たに設置する災害弔慰金等支給審査委員会に関する事項を定めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（八矢英二君） それでは、議案書25ページをお開きください。

議案第10号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明をさせていただきます。

先ほど町長が提案理由で申し上げたとおり、災害弔慰金の支給等に関する法律及び施行令の改正により、償還金の支払い猶予や償還免除の対象範囲の拡大等が図られたこと、及び災害弔

慰金や災害障害見舞金の支給に関する審査を行うため、市町村に審査会を置くよう努めることとされたことに伴う改正であります。

改正内容について説明いたします。

第15条第3項では、災害援護資金の償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払い猶予に関して規定しておりますが、法改正により支払い猶予に関する規定が政令事項から法律へ引き上げられ、施行令第10条から法第13条になったこと、また、償還金の猶予や免除の判断に必要なと認めるときは貸付者または保証人の収入または資産について法律に基づき報告を求めることができることとなりましたので、適用法令を改正するものです。

第16条から第20条は、災害弔慰金や災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するために新たに設置する災害弔慰金等支給審査委員会に関し規定するものです。

第16条は、設置です。第1項では審査委員会設置の目的を、第2項では委員の任命に関し規定しています。医師その他必要と認める者のうちから町長が任命することとしています。

第17条は、審査委員会の組織等です。第1項で委員を5人以内とし、第2項では任期を2年と規定しています。第5項では委員の守秘義務を定めるものです。

26ページになります。

第18条は、審査委員会の会長及び副会長です。第1項で会長、副会長を置き、委員の互選により選任するとしています。

第19条は、審査委員会の会議です。第1項では会議は会長が招集し議長となること、第2項は過半数の出席がなければ会議を開くことができないこと、第3項では議事は過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによるとしています。第4項では会議は非公開とするとしています。

第20条では、審査委員会の庶務を処理するのは福祉課と規定しています。

附則です。この条例は、令和2年7月1日から施行いたします。また、第2項では、特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例において当該委員会委員の報酬を日額6,700円と、費用弁償を1日につき500円と定めるものです。

以上、詳細説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第23 議案第11号 柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第24 議案第12号 柴田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条

例

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第23、議案第11号柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例、日程第24、議案第12号柴田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、以上2件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第11号柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第12号柴田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者に対する傷病手当金の支給等について定めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、議案第11号柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書29ページになります。

今回の改正内容ですが、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者に対する傷病手当金の支給に関する条例の改正です。

公的医療保険制度においては、給与等の支払いを受けている被保険者が疾病や負傷により労務に服することができなくなった場合に、保険者からの生活保障として金銭給付である傷病手当金の支給が認められています。この傷病手当金は全国健康保険協会、協会けんぽ等の被用者保険では一般的であり法定給付されておりますが、様々な就業形態の被保険者が加入する国民健康保険については任意給付とされ、保険者が自主的に条例等を制定し行うことができるとしております。

しかし、今般の新型コロナウイルス感染症については、国内での感染拡大防止策として、労働者が感染または感染が疑われる場合に休みやすい環境を整備するために、国民健康保険の被保険者で給与の支払いを受けている被用者に限り傷病手当金の支給を行うことについて国より保険者に対し条例等制定の要請がなされたものです。

また、傷病手当金の支給に係る費用については、国が特例的な財政支援を行うこととしており、本町においても支給に向けての条例改正を行うものです。

議案書、改正後の欄でご説明いたします。

附則の第3項です。給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われる場合で、療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日について傷病手当金を支給するとしたものです。

附則の第4項です。傷病手当金の1日の支給額については、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3か月の給与等の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する額となります。

30ページになります。

第5項です。傷病手当金の支給期間は、支給を始めた日から起算して1年6か月までとなります。

第6項については、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等調整についてです。新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われる場合に、給与等の全部または一部を受けることができる期間は傷病手当金を支給しないとするものです。

ただし、受けることができる給与等の額が第4項の規定により算出する額より少ないときはその差額を支給するとしたものです。

第7項については、傷病手当金の支給は同一の事由につき各種健康保険法の規定によって給付を受けることができる場合には行わないとするものです。

最後に附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するものです。

続いて、議案第12号柴田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書31ページになります。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の全ての方が加入する医療保険制度であり、宮城県後期高齢者医療広域連合が保険者となります。国民健康保険と同様に新型コロナウイルス感染症に感染した場合または感染が疑われる場合に、後期高齢者医療の被保険者に対し支給される傷病手当金について、宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正を行っ

たことを受け、柴田町後期高齢者医療に関する条例についても所要の改正を行うものです。

議案書の改正後の欄で説明をいたします。

第2条第1項、町において行う事務についてです。第8号に傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加えたものです。

附則でございます。この条例は公布の日から施行し、改正後の条例の規定は傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則に定める日までの間に属する場合に適用するとしたものです。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件2件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第25 議案第13号 令和2年度防災行政無線（デジタル移動系）整備工事請負契約について

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第25、議案第13号令和2年度防災行政無線（デジタル移動系）整備工事請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第13号令和2年度防災行政無線（デジタル移動系）整備工事請負契約についての提案理由を申し上げます。

災害時において町民の生命と財産を守り、的確で迅速な情報が伝達できるよう、町の全ての防災行政無線機をデジタル化するものです。また、町内17か所に設置している野外拡声器についても、役場庁舎から直接放送できるように改修を行うものです。既決予算に基づき4月24日に制限付一般競争入札の公告を行い、5月25日に入札執行いたしました。

入札参加者は、株式会社佐々木電機本店仙台営業所、日東通信株式会社、扶桑電通株式会社東北支店の3者でありました。

入札を執行した結果、株式会社佐々木電機本店仙台営業所と2億2,935万円で工事請負仮契約を5月27日に締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細については担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、財政課長。

○財政課長（森 浩君） 議案第13号令和2年度防災行政無線（デジタル移動系）整備工事請負

契約に係る入札と契約に関する説明をいたします。

今回の工事につきましては、宮城県内に本店または支店等を有する事業者で、建設業法に規定する電気通信業の許可を受け、経営事項審査の総合評価値が750点以上であること、また、5,000万円以上の同種工事の実績があることなどを条件として、制限付一般競争入札を執行しております。

入札の結果を説明いたします。

議案第13号関係資料の1ページをご覧ください。

4月24日に入札公告を行い、3者の参加により5月25日に入札執行を行いました。

2ページをお願いいたします。

予定価格は消費税抜きで2億1,803万9,000円です。入札の結果、第1回目で株式会社佐々木電機本店仙台営業所が金額2億850万円で落札いたしました。5月27日に仮契約を締結し、工期は議決日の翌日から令和3年3月19日までとなります。

以上、入札と契約に係る内容についての説明となります。

○議長（高橋たい子君） 次に、総務課長。

○総務課長（鈴木俊昭君） 続きまして、工事内容について詳細説明をさせていただきます。

議案第13号関係資料の3ページをお開きください。

令和2年度防災行政無線（デジタル移動系）整備工事については、現在運用している防災行政無線はアナログ方式のため、令和4年11月30日に廃止されることに伴い、デジタル方式に移行するための整備工事であります。

この図面は、今回整備する防災行政無線（デジタル移動系）のシステム系統図でございます。図面左側に統制局設備、いわゆる中心となる設備を役場庁舎に整備し、図面真ん中の上の部分に示しているように太陽の村に電波の基地局として整備し、真ん中下の図面の4値F S系方式移動系無線設備と図面右側の4値F S K方式同報利用無線設備を電波でつなぎます。これにより図面真ん中下の山田沢浄水所に半固定型無線機1台を配備し、携帯型無線機については140台を各行政区長、班長以上の消防団員、避難所、町関係課などに配備いたします。車載型10台は公用車等に配備いたします。

さらに、図面右側の戸別受信機34台ですが、これは防災ラジオで、町の優先避難所6か所のほかに要配慮者利用施設、福祉避難所などに配備する予定です。

あわせて、次のページをご覧ください。

町内に設置されている野外拡声器の設備も、既設17か所は全てデジタル化し、うち2か所、

ナンバー5中名生コミュニティ消防センター、ナンバー15農村環境改善センターは建て替えし、さらに新たにナンバー18役場庁舎とナンバー19の太陽の村の2か所を新設し、計19か所とするものです。この拡声器は役場庁舎の統制設備から一斉放送などができるなど、現在のアナログ方式のものより一段と利便性が高まります。

以上、工事内容の補足説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第26 議案第14号 令和2年度庁舎・保健センター耐震補強等工事（建築工事）請負契約について

日程第27 議案第15号 令和2年度庁舎・保健センター耐震補強等工事（機械設備工事）請負契約について

日程第28 議案第16号 令和2年度庁舎・保健センター耐震補強等工事（電気設備工事）請負契約について

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第26、議案第14号令和2年度庁舎・保健センター耐震補強等工事（建築工事）請負契約について、日程第27、議案第15号令和2年度庁舎・保健センター耐震補強等工事（機械設備工事）請負契約について、日程第28、議案第16号令和2年度庁舎・保健センター耐震補強等工事（電気設備工事）請負契約について、以上3件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第14号令和2年度庁舎・保健センター耐震補強等工事（建築工事）請負契約、議案第15号令和2年度庁舎・保健センター耐震補強等工事（機械設備工事）請負契約及び議案第16号令和2年度庁舎・保健センター耐震補強等工事（電気設備工事）請負契約についての提案理由を申し上げます。

現在の柴田町庁舎は昭和48年12月に完成し、その後昭和59年4月に保健センター等を、昭和63年8月に庁舎等を増築しておりますが、昭和48年完成部分は現行の耐震基準を満たしていないことから、今回耐震補強を行い、これに併せて防災機能強化のための改修工事を行うものです。

本工事は、建築、機械設備、電気設備の各工事を分離発注するもので、既決予算に基づき4月24日に特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札の公告を行い、5月25日に入札執行いたしました。

議案第14号につきましては、建築工事が対象となっております。入札参加者は株式会社サカモト、株式会社八重樫工務店、株式会社四保工務店、株式会社松浦組の4者でありました。

入札を執行した結果、株式会社松浦組と5億6,100万円で工事請負仮契約を5月27日に締結いたしました。

議案第15号につきましては、機械設備工事が対象となっております。入札参加者は登勇管工設備、株式会社白石ハウジング、株式会社エコー設備工業の3者でありました。

入札を執行した結果、株式会社エコー設備工業と2億5,300万円で工事請負仮契約を5月27日に締結いたしました。

議案第16号につきましては、電気設備工事が対象となっております。入札参加者は窪田電気工事株式会社、株式会社新日電業商会、笠松電気株式会社の3者でありました。

入札を執行した結果、笠松電気株式会社と2億5,190万円で工事請負仮契約を5月27日に締結いたしました。

以上、3件の工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） それでは、一括議題となりました議案第14号から議案第16号までの令和2年度庁舎・保健センター耐震補強等工事請負契約の案件3件に係る入札と契約に関する説明をいたします。

庁舎・保健センター耐震補強等工事請負契約は、建築工事、機械設備工事、電気設備工事に分離発注をいたしますが、この3件の工事案件につきましては県南地域の4市9町に本社が所在する事業所で、建設業法に規定する許可を受け、経営事項審査の総合評価値が750点以上であることなどを条件として制限し、施工能力などの価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札を執行しております。

入札の結果を説明いたします。

議案第14、15、16号関係資料の1ページをご覧ください。

庁舎・保健センター耐震補強等工事（建築工事）になります。

4月24日に入札公告を行い、記載の4者の参加により5月25日に入札の執行を行いました。

2ページをお願いいたします。

予定価格は消費税抜きで5億2,520万9,000円です。第1回目の入札で金額5億1,000万円で応札し、価格以外の評価点と価格評価点を合算した総合評価点数が100点で一番であった株式会社松浦組を落札者といたしました。5月27日に仮契約を締結し、工期は議決日の翌日から令和3年3月31日までとなります。

次に、資料3ページになります。

庁舎・保健センター耐震補強等工事（機械設備工事）になります。

4月24日に入札公告を行い、記載の3者の参加により5月25日に入札の執行を行いました。

4ページをお願いいたします。

予定価格は消費税抜きで2億3,100万円です。第1回目の入札で金額2億3,000万円で応札し、価格以外の評価点と価格評価点を合算した総合評価点数が97点で一番であった株式会社エコー設備工業を落札者といたしました。5月27日に仮契約を締結し、工期は議決日の翌日から令和3年3月31日までとなります。

次に、資料5ページになります。

庁舎・保健センター耐震補強等工事（電気設備工事）になります。

こちらも4月24日に入札公告を行い、記載の3者の参加により5月25日に入札の執行を行いました。

6ページをお願いいたします。

予定価格は消費税抜きで2億3,350万円です。第1回目の入札で金額2億2,900万円で応札をし、価格以外の評価点と価格評価点を合算した総合評価点数が100点で一番であった笠松電気株式会社を落札者といたしました。5月27日に仮契約を締結し、工期は議決日の翌日から令和3年3月31日までとなります。

以上、入札と契約に係る内容についての説明となります。

続きまして、工事内容について説明をいたします。

今回の庁舎・保健センター耐震補強等工事は完成から46年が経過し、現行の耐震基準を満たしていない庁舎の耐震補強と防災機能の強化を図り、併せて保健センター等の大規模改造を一体的に整備するものです。

資料の7ページをお願いいたします。

耐震補強工事の位置図と耐震補強施工イメージとなります。配置図の凡例のとおり庁舎西側低層棟と高層棟の1階から4階まで、イメージ図の鋼管ブレース、鉄筋コンクリート耐震壁、UFCブロック耐震壁を設置します。

右側の表の耐震補強以外の主な改修内容をご覧ください。庁舎・保健センターの主な改修内容になります。

建築工事については、外壁の塗り替え、床、天井の張り替え、壁の塗り替えを行います。機械設備工事については、空調設備、給排水設備、トイレ洋式化改修などを行います。電気設備工事では、照明をLED電灯に取替えを行う照明設備改修、高圧受電設備の更新、自動火災報知設備改修などを行います。

次に、8ページの庁舎・保健センター立面図をご覧ください。

上の図です。北側立面図になります。左から保健センター、真ん中が庁舎高層棟、右側が庁舎低層棟になり、高層棟1階は玄関を移設し、UFCブロック耐震壁が設置されます。また、2階、3階、4階の西側室内に鋼管ブレースを設置します。

下のほうが南側からの立面図になります。左から庁舎低層棟、真ん中が庁舎高層棟、右側が保健センターになります。1階から4階の室内にそれぞれ鋼管ブレースを設置します。

以上で工事内容の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件3件に対する質疑は後日の本会議で行います。

先ほどの議案第13号令和2年度防災行政無線（デジタル移動系）の整備工事請負契約について、説明の訂正の申出がありましたので、これを許します。総務課長。

○総務課長（鈴木俊昭君） 関係書類の第13号関係資料の3ページでございます。真ん中の図面の下のほうの図面でございます。

「山田沢浄水所」と明記されておりますが、これは正しくは「山田沢配水所」でございます。ご訂正をよろしくお願いいたしますと思います。すみませんでした。

日程第29 議案第17号 財産の取得（排水ポンプ車）について

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第29、議案第17号財産の取得（排水ポンプ車）についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第17号財産の取得（排水ポンプ車）についての提案理由を申し上げます。

今回提案する財産の取得は、大雨時に早期に冠水箇所の解消を図るため、排水ポンプ車を購入するものです。4月8日開催の指名委員会にて荏原実業株式会社東北営業所、株式会社南東北クボタ名取本社の2者を指名決定いたしました。

指名2者のうち株式会社南東北クボタ名取本社の1者の参加により、4月24日に入札を執行した結果、株式会社南東北クボタ名取本社と5,225万円で物品購入の仮契約を4月27日に締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） それでは、議案第17号財産の取得（排水ポンプ車）についてご説明いたします。令和2年度排水ポンプ車購入の入札と契約に係ることについて説明いたします。

議案第17号関係資料1ページをご覧ください。

入札参加者につきましては、特殊車両の購入となることから、官公庁に納入実績がある宮城県内の事業所の2者を指名いたしました。1番の荏原実業株式会社が入札を辞退し、1者による入札を執行いたしました。

2ページ目の入札結果調書をお開きください。

4月24日に入札執行いたしました。予定価格は消費税抜きで5,000万円です。入札の結果、1回目で株式会社南東北クボタ名取本社が金額4,750万円で落札いたしました。4月24日に仮契約を締結し、納品期日は令和3年3月31日までとなっています。

以上、入札と契約に係る内容についての説明となります。

○議長（高橋たい子君） 続いて、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） それでは、議案第17号関係資料3ページをご覧ください。

資料についてですが、左側に排水ポンプ車の写真と排水作業のイメージを掲載しています。この排水ポンプ車の写真は国土交通省で使用している車両でございますが、今回購入する車両も国土交通省と全く同じタイプということになります。

車両については8トン車でございます。さらに、装備します水中ポンプについては200ミリ、いわゆる8インチのものが6台備え付けられています。

この排水ポンプ車の特徴についてです。真ん中の下側にポンプの写真とともに赤書きで特徴を記載しています。ポンプ1台の重量が35キロですので、1人で持ち運びが可能なこと、さらに、水深8センチまで排水が可能となっています。

次に、排水ポンプの排水能力についてですが、1台当たり毎分5トンの水を排水できますので、6台フル稼働しますと毎分30トンが排水されるようになります。以前から申し上げてお

りましたが、25メートルプールでしたらフルに稼働した場合、約10分で排水できるということになります。

また、排水ポンプ車以外の装備品としては、照明灯2灯、赤色蛍光灯、それからポンプの制御盤、それからホースなどとなっています。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第30 議案第18号 令和2年度柴田町一般会計補正予算

日程第31 議案第19号 令和2年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第30、議案第18号令和2年度柴田町一般会計補正予算、日程第31、議案第19号令和2年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第18号令和2年度柴田町一般会計補正予算、議案第19号令和2年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

議案第18号につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を初め、太陽の村冒険遊び場キッズバイクパーク交流人口拡大事業、理科教育用備品整備、学校臨時休業対策として学校給食センター賄い材料費、令和2年度施工の農林業施設災害復旧事業費を計上するとともに、ふるさと柴田応援基金の申込み件数増加に伴うふるさと柴田応援推進事業の増額補正を計上するものです。

これらの事業の財源として、国県支出金、寄附金、財政調整基金繰入金、諸収入、町債について補正します。併せて地方債の変更を行うものです。

これらによります補正予算の総額は9億7,243万1,000円の増額となり、補正後の予算総額は184億9,920万4,000円となります。

議案第19号につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した者や感染が疑われる者に対して支給する国民健康保険傷病手当金に係る補正となります。

歳入につきましては、国の財政支援が見込まれることから、保険給付費等交付金特別交付金の増額、歳出につきましては、保険給付費傷病手当金の増額となります。

歳入歳出それぞれ50万円を増額し、補正後の予算総額を38億6,552万4,000円とするものです。

以上、各種会計の補正予算の概要を申し述べましたが、詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、議案第18号について、財政課長。

○財政課長（森 浩君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

議案書43ページをお開きください。

議案第18号令和2年度柴田町一般会計補正予算です。

補正予算の総額ですが、9億7,243万1,000円を追加し、補正後総額を184億9,920万4,000円とするものです。

今回の補正のものにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として国に交付申請した15事業に係る所要額及びふるさと柴田応援寄附金の増額に伴い、ふるさと柴田応援推進事業に要する経費などの補正となります。

46ページをお開きください。

第2表、地方債補正です。変更1点となります。

昨年の台風19号により被災した農林業施設の本年度実施の災害復旧事業費を計上することから、災害復旧費の起債限度額を830万円増額するものです。

次に、歳入歳出について主なものについて説明させていただきます。

48ページをお開きください。

歳入になります。

16款2項1目総務費国庫補助金7節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、1億4,758万3,000円が国から交付されるものです。

16款2項7目災害復旧費国庫補助金4,697万円の増は、農林業施設災害復旧事業費補助として、ため池災害復旧工事などの事業費の3分の2が補助されるものです。

次のページになります。

19款1項2目ふるさと応援寄附金5億円の増は、今年度4月から5月にかけての寄附額の増加傾向から、今後見込まれるふるさと柴田応援寄附金を補正計上するもので、合計で6億円を見込んでおります。

次に、20款1項2目基金繰入金2億5,751万8,000円の増ですが、財政調整基金から補正財源として繰り入れるものです。この繰入れにより令和2年度取崩し額は合計で4億171万円となり、令和元年度専決予算後の残高12億2,900万円から差し引くと、財政調整基金の補正後の残高は8億2,700万円台となります。

次に、23款1項7目災害復旧事業債830万円の増は、農林業施設災害復旧事業分を補正計上するものです。

50ページになります。

歳出です。主なものについて説明をさせていただきます。

2款1項2目企画管理費7億5,355万9,000円の増ですが、歳入でも説明をいたしましたが、今後のふるさと柴田応援寄附金の5億円の増額を見込み、返礼品や業務委託、決済システム利用料の経費を補正計上し、24節積立金5億円をふるさと柴田応援基金積立金として増額計上するものです。

次に、51ページ、15目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費1億2,587万円の増につきましては、交付金事業15事業のうち右の説明欄の事業内訳にありますように、新型コロナウイルス感染症町民情報提供事業からGIGAスクール構想の実現に向けた児童生徒1人1台端末の整備事業までの13事業につきまして、1節報酬から18節負担金補助及び交付金まで、それぞれ交付金事業に係る経費を補正計上するものです。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給事業3,505万2,000円は7款商工費に、新型コロナウイルス感染症対策「学びと育ちのサポート事業」1,492万2,000円は10款教育費に、それぞれ5月会議で補正計上しております。

また、既決予算として2款1項3目情報政策費「臨時お知らせ版」、それから、4款1項7目予防費マスク購入費の執行済み事業経費として、今回補正後の財源内訳のほうに臨時交付金を財源内訳に充当をしております。

次に、54ページになります。

10款1項2目教育管理費479万円の増ですが、理科教育設備整備費等補助金事業を活用し、理科、算数の教材備品の整備を、また、新型コロナウイルス対応教育支援体制整備事業費交付金を活用し、第一幼稚園に空気清浄器を整備するため補正計上するものです。

55ページになります。

11款1項1目農林水産施設災害復旧費7,279万6,000円の増ですが、こちらは台風19号により被災したため池等の農林業施設の実施委託料、災害復旧工事に要する経費を新たにまた補正計上するものです。

56ページ以降、給与費明細書、地方債の現在高の見込みに関する調書については、今回の補正において報酬、町債の増額補正がありましたので、補正前、補正後の比較となります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第19号について、健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書61ページをお開きください。

議案第19号令和2年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億6,552万4,000円とするものです。

今回の補正につきましては、町長が提案で申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症に感染した者や感染が疑われる者に対して支給する傷病手当金の増額によるものです。

64ページをお開きください。

歳入です。

4款1項1目2節特別交付金特別調整交付金市町村分50万円の増ですが、新型コロナウイルスに感染した者または発熱等の症状があり感染が疑われる者で、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日に支給される傷病手当金に係る費用について、全額国が財政支援するとしているため、歳出の見込額の同額を増額補正するものです。

次に、歳出です。

2款6項1目傷病手当金50万円の増は、歳入で説明しました傷病手当金の増額になります。

国民健康保険加入者で給与等の支払いを受けている方が支給対象となるため、宮城県の最低賃金や社会保険適用要件を参考に傷病手当金を積算し、計上するものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件2件に対する質疑は後日の本会議で行います。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時30分から再開をいたします。

ご苦労さまでした。

午後0時14分 散 会

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年6月8日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 16番 白 内 恵美子

署名議員 17番 水 戸 義 裕